人吉市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則等 (第4条-第7条)
- 第3章 市民と議会の関係 (第8条一第10条)
- 第4章 議会と行政の関係 (第11条-第13条)
- 第5章 議会運営(第14条—第16条)
- 第6章 議会の機能強化 (第17条 第19条)
- 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第20条一第23条)
- 第8章 最高規範性及び見直し等 (第24条一第26条)

附則

人吉市は、相良氏統治700年の歴史があり、古い歴史と特有の文化・ 伝統に育まれた地域であり、豊富な文化財等の宝庫である。

昭和17年(1942年)2月11日に人吉町、西瀬村、中原村及び 藍田村の1町3村が対等合併し、「人吉市」が誕生した。以来、その地 域の特性を生かし、市民とともに歩み発展を遂げてきた。

そのような中、地方公共団体は、平成12年4月のいわゆる地方分権 一括法の施行により、中央集権型の国家運営から、その自らの責任にお いて様々な決定を行うこととなった。

そして、今日、地方自治は大きな社会潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎えている。

このような状況下において、人吉市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、人吉市議会の志す基本理念及び基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人吉市議会(以下「議会」という。)の基本理念及び基本方針を定め、市議会議員(以下「議員」という。)及び議会の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市勢の発

展に寄与することを目的とする。

※ 本条は、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託 に的確に応えられる議会運営の実現を図り、市民の福祉の向上及び市 勢の発展に寄与することを、この条例の目的として定めています。

(基本理念)

- 第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の 実現を目指すことを基本理念とする。
- ※ 本条では、地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢 や考え方を、本市議会の基本理念として示しています。本市議会は、 自主性、自立性を重んじた議会運営を行うとともに、市民の意見を踏 まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指し ます。

地方自治の本旨とは、憲法第92条で定められているもので一般的に、住民の意思に基づいて地方の行政を行う「住民自治」と、国とは別の独立した団体が、自らの判断と責任において地方の行政を行う「団体自治」の二つによって構成されています。

(基本方針)

- 第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。
 - (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
 - (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- ※ 基本理念を具現化するための方針を示しています。
 - (1) 議会は、二元代表制の一翼を担う議決機関としての責任を自覚 し、その権能を最大限に発揮することによって、役割と責任を果たす ことを定めています。
 - (2) 議会は、市民に対し市政課題などの情報を積極的に公開すると ともに、負託を受けた市民に対し分かりやすい議会運営を行うことを 定めています。

二元代表制とは、議員と市長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度です。二元代表制の特徴として、議員と市長はともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ち、お互いに抑制・均衡しながら自治体運営を行うことにあります。

議決機関とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定(議決)する権能を有する地方公共団体の機関のことをいい、議会のことを意味します。

地方自治法第96条第1項には、議会が議決する事件が定められています。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

- 第4条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果た すため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
 - (1) 公正性及び透明性を確保すること。
 - (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
 - (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。
- ※ 議会の役割を果たすため、3つの活動原則を定めています。
 - (1) 議会は、その活動に関しては疑念や疑惑を抱かれることのないよう、公正性及び透明性を確保すること。
 - (2) 議会は、その活動を積極的に市民に知らせ、説明責任を果たすこと。
 - (3) 市民から受けた期待に応えて責任を果たすため、議会運営の現状や課題を多角的に分析し、社会潮流や市民意思に合致した議会活動を行えるよう、継続的に改革に取り組むものとすること。

(議員の活動原則)

- 第5条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの 職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
 - (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
 - (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。

- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。
- ※ 議員の職責を果たすため、3つの活動原則を定めています。

(災害時の議会対応)

- 第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければ ならない。
- 2 災害時の議会の行動基準については、人吉市議会災害対応指針(平成28年12月20日施行)及び人吉市議会災害対応連絡会議設置要綱(平成28年12月20日施行)に定めるところによる。
- ※ 議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に 則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様 な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持しなけれ ばならないことを定めるものです。

(会派)

- 第7条 議員は議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を 有して活動する会派(以下この条において「会派」という。)を結成 することができる。
- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - (1) 議員の活動を支援すること。
 - (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
 - (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営 に努めること。
- ※ 議会は、議員がより充実した議会活動ができるよう会派を結成する ことができることを定め、本条を会派の根拠規定としています。会派 とは、一般的に、共通する政策や理念を有する議員の集まりです。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加の機会の充実)

第8条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、

市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

- 2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めるものとする。
- ※1 市民の意思を議会活動に反映するため、市民との意見交換会開催など、市民の議会活動への参加の機会の充実を図るものと定めています。
 - 2 請願の審査に際しては、その内容を考慮したうえで請願者を委員 会に招致するなどして、直接、請願趣旨の説明を聴く機会を確保す るよう努めることを定めています。

(広聴広報の充実)

- 第9条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用して市民の意思を把握し、それらを議会活動に反映するとともに、 情報技術の発達を踏まえ、多様な媒体を用いた議会広報活動に努める ものとする。
- ※ 多様な手段を活用して市民の意思を把握するとともに、それらを議会活動に反映し、議場や委員会室での傍聴だけでなく、本会議のインターネット中継や人吉市議会だより、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して積極的な広報に努め、市民に開かれた議会の実現を目指して活動するものと定めています。

(議会報告会及び意見交換会の開催)

- 第10条 議会は、市民への議会の活動状況等の報告及び市民との意見 交換を、人吉市議会報告会及び意見交換会実施要綱(平成23年10 月24日施行)に基づき、実施するものとする。
- 2 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処し、提言につなげるため、人吉 市内の団体との意見交換会を、人吉市議会「市民と議会の意見交換会」 実施要綱(平成29年6月27日施行)に基づき、実施するものとす る。
- ※1 市民への説明責任を果たすため、直接市民に対し議案等の審査結 果等を報告する「議会報告会及び意見交換会」について定めていま す。

2 市内の団体と常任委員会(予算委員会を除く)が行う、「市民と議 会の意見交換会」について定めています。

第4章 議会と行政の関係

(市長等との関係)

- 第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。
- 2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し、積極的に 市政に関する情報提供を求めるものとする。
- ※1 市長と議員は、それぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり、議会は市長等によって効率的な行政運営が行われているかなどについて、監視する役割を担っています。したがって、議会の審議においては、議員と市長等は対等な立場でなれ合いにならない適切な緊張関係を保持することを定めています。また、政策の立案及び提言を通じて、更なる市勢の発展に取り組むと定めたものです。
 - 2 議会は、第1項の活動を円滑に進めるために、市長等に対して積極的に議論の前提となる市政に関する情報の提供を求めていきます。

(政策等の形成過程の説明要求等)

- 第12条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における 論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を 明らかにするよう求めるものとする。
- 2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会に意見を聞く機会を設けるよう求めるものとする。
- ※1 議会は、市長が市政の重要な計画や指針、公共の用に供する施設の整備に関する計画の策定、変更、廃止等、重要な政策等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議の論点の明確化などに必要となる政策や事業等の目的、効果、財源措置等の情報を明らかにするよう求めることを定めています。
 - 2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案すると

きは、全員協議会等において、あらかじめ、議会の意見を聴く機会 を設けるよう求めることを定めています。

(確認の機会の付与等)

- 第13条 議員は、本会議において質問又は質疑(以下この条において 「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確 にし、市民に分かりやすい方法で行わなければならない。
- 2 市長等は、本会議における質問等に対して、議長の許可を得て、反 問をすることができるものとする。
- ※1 議員は、本会議において質問等を行うときは、答弁を求める内容 を明確にし、必要に応じ図表や写真などの補助資料を活用すること によって傍聴者やインターネット中継を視聴している市民に分かり やすい方法で行うものとします。
 - 2 市長等の答弁者は、議員からの質問等に対して、的確な答弁が行われるよう、その質問等の趣旨を確認するための発言ができるとするものです。

第5章 議会運営

(議会定例会)

- 第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、人吉市議会定 例会条例(昭和31年人吉市条例第9号)で定める。
- ※ 地方自治法第102条第2項で、定例会の回数は条例で定めること とされていることによるものです。

(議会運営)

- 第15条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めな ければならない。

- 4 その他議会運営については、人吉市議会会議規則 (昭和 4 6 年人吉 市議会規則第 1 号) で定める。
- ※1 議会運営は民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行っていくことを定めています。
 - 2 議会は、言論の府、合議制の機関として、様々な考えを持っている議員同士が積極的に話し合い、合意形成を図っていくことを原則とすることを定めています。
 - 3 市民に開かれた議会とするため、議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、会議を傍聴している市民にわかりやすい言葉を使用した議会運営に努めることを定めています。

(委員会運営)

- 第16条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を生かした積極的な委員会運営に努めなければならない。
- 2 委員会は、委員間の討議を通じ、積極的な政策立案及び政策提案に 努めるものとする。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、人吉市議会委員会条例(昭和46年人吉市条例第10号)で定める。
- ※ 全議員が一堂に会して議論をする本会議に対し、委員会は、その専門性と特性を活かして、詳細な議論を尽くす場所であることから、委員同士の自由な討議を保証し、その審査を通じて市長等に積極的な政策立案や政策提案を行うことを定めています。

第6章 議会の機能強化

(議員研修)

- 第17条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努め なければならない。
- ※ 一般職の職員には地方公務員法で研修の機会が保証されていますが、 議員には同様の規定がないため、議会は、議員の資質や、政策立案等 に必要な能力を向上させるため、議員研修の充実強化に努めることを 本条例で定めています。

(議会事務局の体制強化)

- 第18条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。
- ※ 議会は、議会及び議員の機能向上のため、政策立案等を補助する議会事務局の法務及び財務等の調査機能についての強化を図るため、それにふさわしい人材の確保と体制の強化に努めることを定めています。

(議会図書室の充実強化)

- 第19条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、 議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積 極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めるものとする。
- 2 前項の議会図書室については、人吉市議会図書室設置条例(昭和2 3年人吉市告示第78号)で定める。
- ※ 議会図書室は、地方自治法第100条第19項において、地方議会に設置することが義務付けられており、議員の政策立案及び一般質問等に資する適切な情報の提供が行えるよう、必要となる予算の確保などその機能強化に努めることを定めたものです。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

- 第20条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。
- 2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、人吉市政治倫理条例(平成10年人吉市条例第30号)で定める。
- ※ 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、与えられた権限と責任 を深く認識し、市民からの期待に応えて責任を果たすため、倫理観の 向上及び確立に努めるべきことを定めています。

(議員定数)

- 第21条 法第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、人 吉市議会議員定数条例(昭和26年人吉市条例第5号)で定める。
- 2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、 展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。
- ※ 議員の定数については、地方自治法第91条第1項により条例で定めることとされています。定数の変更に当たっては、人吉市の財政状況や人口動態、市が抱える課題、将来の予測や展望等、人吉市特有の実情を十分勘案し、検討することを定めています。

(議員報酬)

- 第22条 議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案する とともに、議員の活動状況を反映し、定められなければならない。
- 2 前項の議員報酬については、人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例(昭和31年人吉市条例第19号)で定める。
- ※ 議員報酬は、議員が議会活動と議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有することや社会経済情勢を考慮するとともに、実際の議員活動の状況を反映した水準で定めなければならないことを定めています。

地方自治法第203条 「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」

(政務活動費)

- 第23条 政務活動費の交付を受けた議員は、使途の透明性を確保した 上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実 及び強化に努めなければならない。
- 2 前項の政務活動費については、人吉市議会政務活動費の交付に関す る条例(平成13年人吉市条例第21号)で定める。
- ※ 政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までに

その交付の根拠が定められています。本市議会においては、議員一人当たり月額2万円が、市長から交付されます。交付を受けた議員は、使途の透明性を確保したうえで、有効活用し調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めると定めたものです。

第8章 最高規範性及び見直し等

(最高規範性)

- 第24条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃する ときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を 図らなければならない。
- ※ 本条例は、制定目的や内容が議会活動の根本となるものです。したがって形式的には他の条例との間に法的効力の優劣があるわけではありませんが、実質的には他の議会に関する条例・規則等の中で最上位に位置するとの考えに基づき、最高規範たる性質を有することを示しています。したがって、他の議会に関する条例等の制定・改正・廃止に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

- 第25条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価、検証及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ※ この条例の見直しを定めるもので、議会は、市民の意見や社会情勢 の変化などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直し、改正など の措置を講ずることを定めています。

(議会改革の推進)

第26条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市 政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取 り組むものとする。 ※ 本議会ではこれまで、議会報告会及び意見交換会実施要綱、及び市民と議会の意見交換会実施要綱や災害時の議会災害対応指針の策定、また、議会のICT化など、様々に取り組んでいます。引き続き市民の意思の把握に努め、市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

附則

この条例は、公布の日から施行する。